

◇幕別町議会基本条例の検証結果についてお知らせします◇

幕別町議会基本条例は、議会運営における規範的事項を定めることにより、幕別町民からの負託を受けた議会としての役割を発揮するとともに、住民福祉の向上に寄与することを目的に制定し、平成 26 年 4 月 1 日に施行しました。

本条例には、これらの目的を達成するための議会や議員としての責務が規定されており、必要に応じて条例に規定する目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討し、公表しなければならないとしています。条例施行から 5 年が経過し、本条例の検討を行った結果『今後努力を要する』とした項目などについてお知らせします。

条項・条文		検証結果（評価の理由・意見等）
（議会の活動原則） 第 3 条第 2 号	町長等執行機関の町政運営に対する評価及び監視機関としての役割を果たすとともに、政策立案及び政策提言機能の充実強化を図ること。	・ 議決機関として、本会議及び予算・決算審査特別委員会等で町政運営の評価と監視を行っている。 ・ 政策立案及び政策提言機能の充実を図る必要がある。
（町民参加及び町民との連携） 第 7 条第 3 項	委員会の運営に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めなければならない。	・ 参考人制度や公聴会制度を活用する機会（必要性）がなかった。 ・ 制度を十分に理解し、必要なときには制度を活用し、議会の討議に反映できるよう努める。
（議会図書室の設置） 第 15 条第 1 項	議員の調査研究及び資質の向上に資するため、議会図書室の充実に努め、適正に管理し運営するものとする。	・ 平成 30 年度に「議会図書室のあり方」を検討する組織を設置し、検討を行った。 ・ 今後は、検討会の報告書に基づき、議会図書室を有効に活用できるよう取り組むことが必要である。
（議員報酬等） 第 19 条第 1 項	議員報酬等のあり方を含め、その額が議員の職務及び職責に見合うよう適時に見直しをするため、幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例に定める審議会の意見を参考にするものとする。	・ 議員の職務、職責に見合う適正な議員報酬のあり方について検討する必要がある。

【これまでの議会基本条例の見直し】

平成 27 年度の議会基本条例の検証では、条例の見直し手続きについて、この条例の目的が達成されているかどうか、議会運営委員会において「検討するものとする。」から「検討し、公表しなければならない。」と改めました。

平成 30 年度には、この条例に「災害時の議会の対応」についての条項を新たに設け、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合には、必要に応じて「幕別町議会災害対策会議」を設置するとしました。

◎傍聴席はあなたをおまちしています。

令和元年第 4 回定例会日程（予定）

- 11 月 29 日 10 時～ 初日 行政報告・議案審議
- 12 月 11 日 10 時～ 一般質問・議案審議
- 12 月 10 時～ 一般質問・議案審議
- 13 日 10 時～ 一般質問・議案審議
- 20 日 14 時～ 最終日 議案審議

●事前の申込みは不要です。傍聴当日に入口の受付票に住所、氏名をご記入ください。

